

# 通常 の 医 療 費 控 除

- ・ 1月～12月に実際に支払った医療費を「医療を受けた方」「病院・診療科」ごとに分けて支払金額を記入します。
- ・ 生命保険、社会保険などにより補てんされた金額がある場合は、支払金額から差し引きます。
- ※「補てんされた金額」とは、医療保険金、入院給付金、高額療養費、出産育児一時金、損害賠償金、市町村の医療費助成、高額介護サービス費、互助組織からの給付金などのことです。
- ※記載した医療費控除の明細書、医療費通知、領収書、補てん金額のわかるものを持参してください。

「医療費控除の明細書」の記入内容の確認のため、税務署から領収書等の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書等は申告期限等から5年間、自宅等で保管してください。

## 《医療費控除の対象となる医療費等の例》

項目	医療費控除の対象になるもの	医療費控除の対象にならないもの
診 療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療代や治療費</li> <li>・ 医師の往診費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診や人間ドックの費用（疾病が発見され引き続き治療を受けた場合は、対象となります。）</li> <li>・ 診断書作成費、予防接種（インフルエンザ等）</li> </ul>
歯 科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虫歯の治療、治療のための矯正費用</li> <li>・ 入れ歯、金歯などの費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美容目的の歯の矯正費用</li> </ul>
施 術 費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はり師、きゅう師、柔道整復師等有資格者による治療のための施術費用（治療目的の場合に限ります。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疲労回復や健康維持のための施術費用・無資格者による施術費用</li> </ul>
薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療や療養に必要な医薬品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病の予防や健康増進のための医薬品</li> </ul>
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関を利用した交通費</li> <li>・ 急病等はやむを得ない場合のタクシー代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用車での通院費（ガソリン代、駐車料金等）</li> <li>・ 一般的なタクシー利用代</li> </ul>
入 院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院のための部屋代</li> <li>・ 病院から出される食事代</li> <li>・ 病院に支払うシーツ等のクリーニング代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の都合による差額ベッド代</li> <li>・ 医師や看護師への謝礼、親族への付添料</li> <li>・ パジャマのクリーニング、下着等の購入費</li> </ul>
医療用器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低の用を足すための義手・義足などの医療器具の購入費用</li> <li>・ 通院治療のための松葉杖、歩行器の購入費用</li> <li>・ 治療のためのメガネ購入費用（医療費控除用の処方箋等が必要です。）</li> <li>・ インシュリン注射、ペースメーカー、ストマ費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加齢による補聴器</li> <li>・ 身体不自由のための歩行器、車椅子、電動ベッド購入費用</li> <li>・ 視力矯正のためのメガネ購入費用</li> <li>・ レンタルのベッド、車椅子の費用</li> <li>・ バリアフリー工事費用</li> <li>・ おむつ代（対象とする場合は、「おむつ使用証明書」（2年目以降は、健康福祉の里が発行する「おむつ代の医療費控除証明書」でも可）が必要です。）</li> </ul>
妊 娠 出 産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠と判断されてからの定期健診・検査費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠と判断されない場合の検査費用</li> <li>・ 実家で出産するための帰省交通費</li> </ul>
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計を一にする親族（扶養親族かどうかは問わない）に支出した医療費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的に同居している親族の医療費</li> </ul>

## 《介護保険制度で提供される一定の施設・居宅サービスの対価についての医療費控除》

施設サービスの施設の名称	医療費控除の対象になるもの	医療費控除の対象にならないもの
指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	日常生活費や特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

居宅サービスの名称	左記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象になる居宅サービス	医療費控除の対象にならない居宅サービス
訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）、複合型サービス（左記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるものに限る）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	訪問介護（生活援助中心型を除く）、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）、複合型サービス（左記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるものに限る）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	訪問介護（生活援助中心型）、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、複合型サービス（生活援助中心型の訪問介護の部分）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスに限る）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスに限る）、地域支援事業の生活支援サービス